

防衛省 地方協力局

局長 井上源三 様
次長 宮崎信敏 様
次長 廣田恭一 様

北関東防衛局

局長 鎌田昭良 様
次長 池部衛 様
企画部長 及川博之 様
管理部長 原敬雄 様
企画部次長 岡本明彦 様

横田基地に関する要望書

平成21年8月7日

瑞穂町

瑞穂町議会

横田基地に関する要望書

米軍横田基地は、日米安全保障条約に基づく在日米軍基地として、国防上、極めて重要な基地であると認識しているところであります。

我が瑞穂町は、昭和15年の陸軍多摩飛行場の設置以来、常に国政に協力し、終戦後も数次に亘る横田基地の拡張に応じてまいりました。

その結果、基地への提供面積は基地総面積の3割強、217万1千平方メートルに及び、まちづくりの大きな阻害要因となっております。

特に、当町は滑走路の北側延長線上にあるため、地域住民は、通常の離着陸をはじめとして、基地の常駐機による旋回訓練や、ヘリコプターの低空飛行等により、日夜騒音に悩まされ続けております。

当町住民は、騒音被害のみならず、いつ起こるともしれぬ航空機事故などに不安な毎日を送っておりますが、防衛施設の維持、運用には理解を示し協力しているところであります。改めて、当町がおかれている、耐えがたい実情を十分に理解され、下記の事項について実現されるよう強く要望するものであります。

記

1 軍民共用化反対について

町民は国防上重要な施設との認識の下に、基地に起因する様々な障害に耐え忍んでおり、これ以上の騒音や事故の増加に繋がる軍民共用化には絶対反対である。

横田基地共用化に関する国の関係省庁と東京都との「連絡会」が10回開催されているが、住民に最も近い基礎的自治体である瑞穂町に対し協議内容等の説明もないまま共用化に向け、国と広域的自治体である東京都の間で協議が積み重ねられる「連絡会」の開催に、憤りさえ感じている。

軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を行う「スタディ・グループ」の検討結果に基づき、日米両政府は共同使用に関する適切な決定を行うとされているが、期限とされた平成19年10月を過ぎても何ら結果が示されていない。万が一、軍民共用化を推進するならば、基地そのものに対する反対運動が予想されるので、飛行直下に位置する地元自治体の反対の意向を尊重した適切な決定を強く要望する。

2 住宅防音工事の拡充について

- (1) 区域指定告示後に建築した家屋に対し、新85WECPNL区域について5年延長されたが、更に住宅防音工事の助成対象を拡充されたい。

- (2) 防音工事対象区域の指定値を、騒音被害の実態、地形等を十分に考慮し、専ら住居の用に供される地域に対しての航空機騒音の環境基準である70WECPNLに改正されたい。
- (3) 住宅防音工事の助成に当たっては、現在の住宅の建築状況及び地球温暖化防止への環境意識の高まりを踏まえ、複層ガラス等の高断熱の材料を選定採用できるよう仕様の改正等を図られたい。

3 補助事業における採択基準等について

過去の騒音被害により騒音防止事業並びに民生安定施設整備事業（防音助成）を受けた町立小中学校及び公共施設の防音機能復旧並びに空調機能の復旧工事において、平成21年度に予定した2事案は、騒音測定の結果が補助基準に達していないとの理由により不採択とされ、本年度も引き続き要求した1事案が同様の状況にある。しかしながら、米軍基地の運用は軍事上の理由から離発着の時間帯を知る術も無い。基地の機能や運用に何らの変化も無く、また、米軍の運用上いつ何時、機能の強化や運用の変更がなされるか予断を許さない。

基地が人口の密集する地域に存在し、騒音のために施された防音工事及びそれに伴う付属設備の老朽化の機能復旧工事が、騒音測定値のみの判断で不採択となることは、到底納得できるものではない。

本事業については、騒音レベルと発生回数のみ基準の適用ではなく、基地の存在や運用に伴う様々な障害に対する対策であるという重要性和瑞穂町の実情を十分考慮し、採択されたい。

また、補助事業における事務の簡素化にも配慮願いたい。

4 新たな補助制度の創設について

基地の存在は、滑走路延長線上の土地利用の甚だしい障害となっているが、その補償は、住宅防音工事及び農耕阻害損失補償に止まっている。平成14年には滑走路が改修され、基地に対しては巨額な金額が投資された。町の中心部が、騒音被害や基地の影響が甚大である当町に対し、今後この地域を整備するにあたり、これらの実情を考慮して、応分の補助を措置されたい。また、補助事業で設置した建物の維持管理に対する補助等、新たな補助を措置されたい。

なお、環境省が航空機騒音の新たな評価指標を導入したことに伴い、今後、航空機騒音測定機器の入れ替えを行う必要があるため、導入経費に対する補助措置をされたい。

5 現行補助制度の拡充

補助金の返還を伴わない既存補助施設の他の公共施設への転用等については、一定期間経過後の報告により可能となったが、現状メニュー以外の住民ニーズに合った施設に変更できるように柔軟に対応願いたい。

また、地球環境に対する関心の高まるなか、既の実施された太陽光発電モニタリング事業の実績を踏まえ、自然エネルギーの活用に関するメニューを設けるとともに、既存の施設に対する補助制度の確立を願いたい。

6 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

滑走路北端に位置する当町は、常駐機だけではなく飛来機による離陸、着陸、急上昇等による騒音被害は甚大なものである。平成20年度においても、環境基準を大幅に上回る状況である。これらの実情を十分に考慮し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の積極的な増額を図られたい。

また、本交付金は、基地の所在が地域発展の阻害となっていることに対して交付されるものであるが、これらは施設整備のみにより解消されるものではないため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用除外とし、一般財源として活用できるよう措置されたい。

7 再編交付金について

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」により交付される再編交付金については、瑞穂町の実情を十分に踏まえた上で、より弾力的な運用が出来るように配慮願いたい。

なお、本交付金は在日米軍再編に伴うものであり、従来の基地周辺対策が後退することのないよう措置されたい。

8 常駐機等の市街地上空における低空飛行及び旋回訓練の中止について

C-130の市街地上空における旋回訓練及び低空飛行訓練は騒音のみならず航空機事故の危険性を伴い、住民の精神的負担は甚大である。また、他の基地から飛来するジェット戦闘機の騒音はすさまじく、100dBを超える爆音である。市街地上空におけるこれらの訓練の中止を米軍に申し入れられたい。

9 ヘリコプターの飛行訓練の中止について

平成15年9月にヘリパッドが南側に新設されたが、瑞穂町の市街地において低空での訓練が未だ実施されている。ヘリコプター騒音は継続時間が長く、時には80dBを超え、住民の被害は甚大である。

また、昨年6月には、横田基地所属のヘリコプターが神奈川県相模川に緊急着陸した。平成16年より7度に及ぶヘリコプターの機体のトラブルが相次ぎ、住民はより一層不安を募らせている。

市街地上空での訓練の中止を米軍に申し入れられたい。

10 情報提供について

本年1月20日及び4月9日に横田基地内において火災が発生した。

また、本年5月1日には、横田基地に到着した航空機の乗客にインフルエンザA型の陽性反応が確認され、検査の結果、新型インフルエンザには感染していないことが確認された。更に、5月10日には、成田空港に到着した航空機内で新型インフルエンザに感染した者の近隣の座席に座り、その後横田基地内に入った者と一時連絡が取れない状態が生じた。

いずれの事案においても、幸いに基地外への影響は無かったが、地域住民の安全確保には、基地に関係する様々な情報が必要不可欠であるため、事故の規模、基地外への影響の有無に関わらず、今後とも適時・的確な情報提供に努められたい。

11 JR八高線複線化事業について

東日本旅客鉄道株式会社では、八高線拝島・箱根ヶ崎駅間の複線化事業を進めている。しかし、現在は、米軍用地取得事業が中断している状況である。JR八高線の複線化事業については町民の悲願であり、町は全面的に協力しているところである。

そこで、東日本旅客鉄道株式会社の事業推進の際には、当該用地の確保にあたり特段の配慮を願いたい。

貴職におかれましては、飛行直下に位置し、航空機騒音被害をより多く受けている瑞穂町の実情をご賢察のうえ、特段のご配慮をいただきたく要請いたします。

平成21年8月7日

東京都西多摩郡瑞穂町

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

瑞穂町議会

議 長 上 野 勝

瑞穂町議会基地対策特別委員会

委 員 長 近 藤 浩